

歯科技工士の働き方改革

2018年6月29日、参院本議会で「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」「長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等」「雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保」の3つを柱とする「働き方改革関連法案」が可決・成立しました。これに伴い労働基準法、労働安全衛生法等主要な労働関係法8つの法律が改正され、平成31年4月から順次施行されます。労働時間の上限規制（時間外労働の上限が月45時間、年360時間）や有給休暇の取得義務化（年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して、必ず年に5日以上の有給休暇を取得させる）など、我々歯科技工士にとって大事な法律改正です。

今回のセミナーでは、法律改正された内容説明を中心に、日本歯科技工士会が学生さんに配布しております冊子、「労働条件は確認しなければなりません！」のご紹介も行いたいと思います。今後の歯科技工業界にとって重要な内容です。皆様のご参加をお待ちしております。